

# 令和6年度 コンプライアンス推進計画に基づく 取組状況報告

---

四国地方整備局 適正業務管理官  
令和7年6月

平成24年10月17日、公正取引委員会から国土交通省に対して、高知県内における四国地方整備局の土木工事発注に関し入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為が認められるとして、同法に基づく改善措置要求が行われた。これを受けて、国土交通本省により「当面の再発防止対策について」が取りまとめられた。

このことを踏まえ、四国地方整備局では局長を本部長とする「コンプライアンス推進本部」を設置し、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図るため、外部有識者で構成する「コンプライアンス・アドバイザリー委員会」の意見を踏まえた、「コンプライアンス推進計画」を策定し、継続的に取り組むこととしている。

本報告は、「四国地方整備局コンプライアンス推進計画(令和4年度～令和6年度)」に基づく令和6年度の実績状況について報告するものである。

以下、推進計画の項目に沿って記載する。

# コンプライアンスの推進

## コンプライアンスの推進

### 1 コンプライアンス推進体制

#### (1) コンプライアンス推進本部等

定例会議を毎月1回(原則第1火曜日)開催し、推進計画に基づく取組状況の報告等を行った。

#### 1. 実施状況

第1回 4月8日、第2回 5月7日、第3回 6月3日、  
 第4回 7月1日、第5回 8月5日、第6回 9月2日、  
 第7回 10月7日、第8回 11月5日、第9回 12月2日、  
 第10回 1月14日、第11回 2月3日、第12回 3月3日

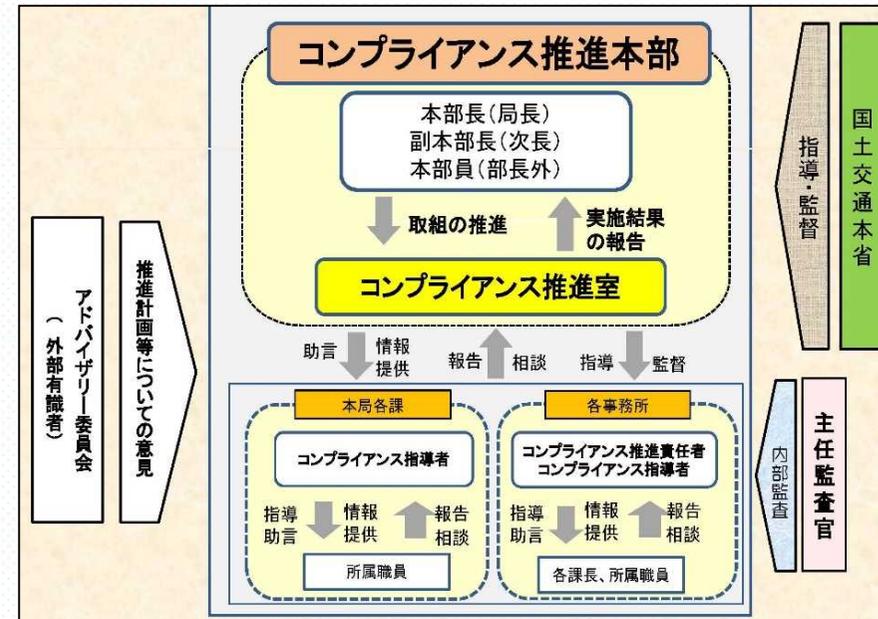
#### 2. 報告および審議事項

##### ①月例報告

- ・推進計画に基づく各事務所等の取組方針及び状況報告  
 (報告者:事務所(管理所)長(コンプライアンス推進責任者))
- ・整備局全体実施状況報告(報告者:適正業務管理官)
- ・事務所等からのミーティング結果の報告  
 (報告者:事務所(管理所)長(コンプライアンス推進責任者))  
 (参考資料1)

##### ②月例報告以外

- ・令和6年度四国地方整備局におけるコンプライアンス推進体制
  - ・令和5~6年度コンプライアンス推進計画に関する取組状況報告
  - ・令和6年度関係法令等セルフチェックの実施結果報告
  - ・令和6年度職員アンケートの実施
  - ・令和6年度職員アンケート結果報告
- 等



四国地整のコンプライアンスの体制

# コンプライアンスの推進

## (2) コンプライアンス・アドバイザー委員会

- 第1回アドバイザー委員会を令和6年6月21日に開催  
令和5年度の実績状況等について報告し、取組等に対する意見・提言をいただいた。

### ●議事内容

- 令和5年度コンプライアンス推進計画に基づく取組状況報告等
- 委員から出された意見
  - 令和5年6月委員会の要望事項「コンプライアンス違反、非違行為の調査について、調査の実施者に外部の者を入れるなど、調査の方法について検討すること。」に対して、今回の議事録を発表される前に、文書で回答すること。
  - 公益通報法制度の運用について、国土交通省内で、どのように扱っているか、公表することが有益なのではないかという意見も含めて、状況を説明すること。
  - 昨年度実施した事務所での意見交換会は、委員にとっても非常に有意義だったので、引き続き実施するような形で検討すること。

- 第2回アドバイザー委員会を令和7年2月18日に開催

### ●議事内容

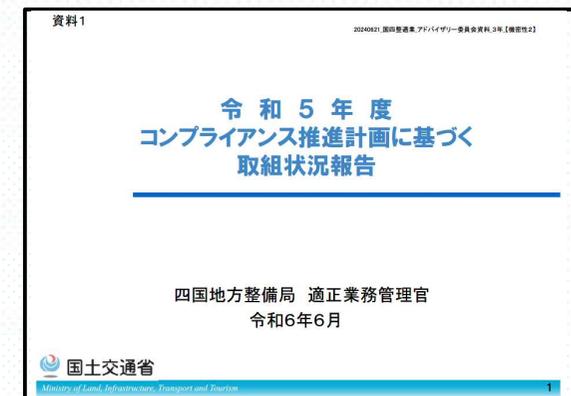
- 令和7年度以降のコンプライアンス推進計画等について
- 委員から出された意見  
組織の社会的責任を見据えて、幹部職員以外の一般職員がコンプライアンス相談等をしやすい状況が作れるよう工夫をしていただきたい。

## (3) 事務所等の体制

- 事務所等の体制は、令和5年度と同じ
  - コンプライアンス推進責任者＝事務所長又は管理所長
  - コンプライアンス指導者(推進責任者を補佐)＝事務所副所長(事務・技術)等
- 各職場において、コンプライアンス推進責任者及び指導者を中心にコンプライアンス強化の取組を積極的に実施している。
- コンプライアンス指導者は、毎月コンプライアンスの取組結果を適正業務管理官に報告。また、推進責任者は、年1回、本部会議で事務所等の取組について報告している。



アドバイザー委員会(R6.6.21)



# コンプライアンスの推進

## (4) 相談・通報窓口の設置

職員からのコンプライアンスに関する相談・通報のための窓口の体制を継続している。

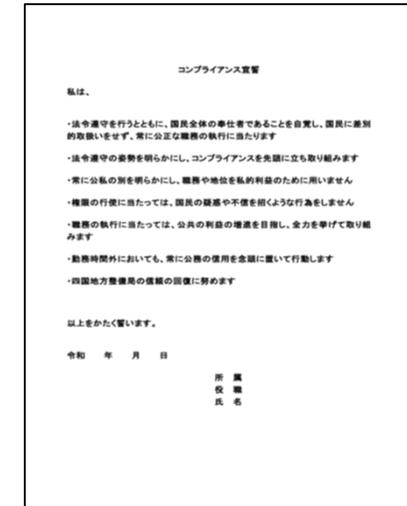
## (5) 年度計画の策定

コンプライアンスに関する取組の年度計画を作成し、コンプライアンス指導者に送付した。  
 ※令和7年度年度計画(参考資料2)

## 2 幹部職員のコンプライアンスの徹底

### (1) 幹部職員のコンプライアンス宣誓書の提出

令和6年4月から令和7年2月までに異動のあった幹部職員60名(本局40名、事務所等20名)全員から、自筆による「コンプライアンス宣誓書」の提出を受けた。  
 ※幹部職員＝本局課長以上、事務所副所長以上



コンプライアンス宣誓

私は、

- 法令遵守を行うとともに、国民全体の奉仕者であることを自覚し、国民に差別の取扱いをせず、常に公正な職務の執行に当たります
- 法令遵守の姿勢を明らかにし、コンプライアンスを先頭に立ち取り組めます
- 常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私利私欲のために用いませぬ
- 権限の行使に当たっては、国民の疑慮や不信を招くような行為をしません
- 職務の執行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて取り組みます
- 勤務時間外においても、常に公務の運用を念頭に置いて行動します
- 四国地方整備局長の信頼の回復に努めます

以上をかく誓います。

令和 年 月 日

所 属  
役 職  
氏 名

コンプライアンス宣誓書(様式)

### (2) 幹部職員の人事評価(業績評価)における目標設定と実行

1. 幹部職員は、業績目標にコンプライアンスの徹底に関する事項を設定し、率先して指導する取組を実施している。
2. 各所属の幹部会等を通じて、注意喚起の文書や不祥事の報道資料等様々な題材をもとに、コンプライアンスの徹底について職員への周知・指導を行っている。
3. 事務所等においては、各課等でのコンプライアンス・ミーティングに積極的に参加し、議論の活性化等を図っている。

# コンプライアンスの推進

## 3 職員の意識改革の継続

### (1) コンプライアンスに関する講習会等の基本的方向

#### 1) 違法性やペナルティについての認識の徹底

1. 適正業務管理官が実施している研修や、コンプライアンス講習会において、必ず高知談合事案の概要を盛り込んだうえで、発注者綱紀保持規程について解説を行い、コンプライアンスの重要性とペナルティの重さ等について認識の再確認を行った。
2. コンプライアンス・ミーティングにおいて、「情報管理」や「飲酒運転の根絶」等をテーマとして、違法性やペナルティについて考えさせるミーティングを実施した。
3. 適正業務管理官室からコンプライアンス指導者に公務員等の不祥事事例を定期的に情報提供している。各事務所等は自主的に収集した事例も交えつつ、職員にペナルティへの認識が高まる取組を実施した。

#### 2) 職員が自分の身近な問題として捉え、効果が浸透するような手法の採用

1. コンプライアンス・ミーティングでは、職員自身が身近に感じて、意見等を出しやすくするために、実際に生じた公務員の不祥事事例や現実的に生じやすい内容をテーマを試み、各職場から出た意見を全職員へフィードバックし、さらに意見交換も実施している。
2. コンプライアンス研修は研修生のレベルに応じて、講義方式と、課題についてグループ討議・発表・質疑応答を行う方式により実施している。
3. コンプライアンス行動チェックにて、発注者綱紀保持規程、国家公務員法、倫理等に関する項目について、自身の行動をチェックし、職員各自のコンプライアンス意識の高揚を試みているが、安易にチェックしてしまう等の形骸化、マンネリ化が見られた。

#### 3) コンプライアンス講習会等への参加状況の記録

1. 各事務所等のコンプライアンス指導者が、講習会や研修の受講状況及びミーティングへの参加状況を記録・保存している。
2. ミーティング等への参加状況は、各指導者から適正業務管理官へ毎月報告するようしており、統一的に実施するミーティング、講習会ともに、ほぼ100%の参加率となっている。

# I コンプライアンスの推進

## 4) 講習講師等の拡充、能力の向上

1. コンプライアンス指導者は、適正業務管理官による講習会等の未受講者に対するフォローアップ及び事務所等の独自の講習会を工夫しながら実施し、指導者能力の向上を図っている。
2. コンプライアンス指導者(副所長等)は、国土交通大学校主催の研修を受講して、自己の研鑽に努めている。

令和6年度に国土交通大学校で実施した研修

○建設生産管理システム(I期)研修(5/14~5/17 対象:副所長(技官))  
・コンプライアンスと公共事業(講師: 升田弁護士)

○管理事務指導研修 (5/15~5/17 対象:副所長(事務官))  
・コンプライアンス(講師: 国土交通大学校教授)

○建設生産管理システム(II期) 研修(10/8~10/11 対象:副所長(技官))  
・コンプライアンスと公共事業(講師: 升田弁護士)

○コンプライアンス指導者養成研修 (10/23~10/25 対象:副所長)  
・コンプライアンス(講師: 郷原弁護士)

# コンプライアンスの推進

## (2)コンプライアンスに関する講習会等の取組の体系

### 1)コンプライアンス・ミーティング

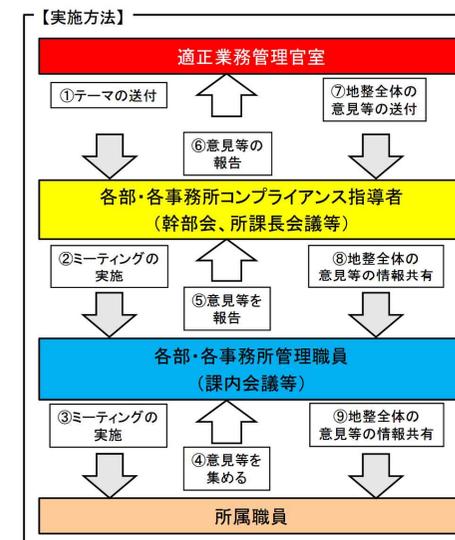
コンプライアンス・ミーティングは、全職員が参加してグループ討議を行うものであり、部議、所課長会議及び各課の課内会議等において実施することとし、職員自身が直面する事案に対し、様々な観点から検討し、即座に適切な行動が取れる能力を習得する。また、判断の難しい事案については上司やコンプライアンス指導者、関係部署等に相談していくことが定着するように身近で具体的な事案に即した取組を実施した。

1. ミーティングテーマは、令和5年度に引き続き、各所属から意見等の結果報告まで求める統一テーマと年3回の自主的な実施を推奨する独自テーマ等で実施した。
2. 統一テーマについては、令和5年度に引き続き、3ヶ月完結方式で実施、職員の参加率は、フォローアップを含めほぼ100%となっている。

1ヶ月目に本局で作成した統一テーマに基づいてミーティングを行い、出された意見を報告、2ヶ月目に各職場の意見等を本局で集約、3ヶ月目に集約した意見等を各職場に送付、再度ミーティングにおいて意見を共有、確認している。

3. ミーティングは基本的に各課等单位で実施している。そこに、コンプライアンス推進責任者や指導者が参加することで議論の活性化を図ったり、課等の組合せを変えながらの複数課合同や役職階層別の実施などにより、マンネリ化防止の工夫を行っている。
4. 令和6年度は、職員がより身近と感じられる実例を引用した事例をミーティングテーマに設定のうえ実施するように努めた。

○令和6年度に実施したミーティングテーマ及び実施結果(参考資料3)



# Ⅰ コンプライアンスの推進

## ○4月～6月 テーマ「情報管理について」

発注に関する秘密情報の管理等において、職員が情報漏洩といった不正事案を起こしうる事例を踏まえ、情報提供を求められた場合など、情報管理を徹底するために、どのような対応をすれば良いか等を論点としてミーティングを実施した。

## ○5月～7月 テーマ「飲酒運転の根絶について」

酒気帯び運転を起こした要因や、その要因を根絶させるために、職場(組織として)や職員個人で行える取組について、また、この事例以外にも、誰でも陥りやすい飲酒運転となるケースについて考えておくことを論点としてミーティングを実施した。

## ○7月～9月 テーマ「許認可等の行政処分について」

許認可等の行政処分において、許認可等を規定している各種関係法令と上司の命令及び行政手続法に基づく規程への遵守について、その両者の関係性と重要視しなければならないポイント等を論点としてミーティングを実施した。

## ○10月～11月 コンプライアンス関係法令等セルフチェック

発注者綱紀保持規程及び国家公務員倫理規程等に関する理解度を確認してもらうために、セルフチェックをミーティングに代えて実施し、正答率の低い設問及び正答率が高い設問であっても重要度が高い設問についてはフォローアップを行った。

## ○1月～3月 テーマ「上司の不審な行動への対応について」

職員が、不正行為はもちろん、疑義・問題のある行為をしていることを見たり、知ってしまった時に、四国地整の一員、職場の仲間として、どのように対応すればよいか等を論点としてミーティングを実施した。

## ○その他、独自テーマ等によるミーティング

- ・本局からテーマを提供したうえで、各事務所等のコンプライアンス指導者の主導によって、独自のミーティングを実施している。
- ・各事務所等において、職員へ公務員の不祥事事例を情報提供し、ペナルティへの認識が高まる取組も行っている。

## ○令和7年度の取組(予定)

コンプライアンス・ミーティングは、職員間で意見交換できる有効な取組であるため、引き続き積極的に活用し、全職員が意見を出しやすいように、より身近と感じられるミーティングテーマの設定に努める。

また、年3回以上の実施を計画している独自テーマ等を中心に、幹部職員が参加したり、部署間、役職別、階層別等の横断的な手法を試みることによって、さらに意見交換の活性化などの効果を高めていく。

# 1 コンプライアンスの推進

## 2) コンプライアンス講習会

コンプライアンスに関する認識の統一、知識の向上や、指導者能力の向上等を図るために、全職員が受講可能となるよう各種講習会を開催した。

### 1. コンプライアンス推進責任者、指導者を対象とした指導者養成講習会(本局、各事務所等)

コンプライアンス推進責任者(事務所長等)、コンプライアンス指導者を対象者として、指導者養成講習を実施した。

開催日: 令和6年9月13日

講師: 公正取引委員会事務総局 四国支所 薦田総務課経済調査係長

講義内容: 「入札談合等関与行為防止法、独占禁止法について」

受講方法: Web講習会 ※当日欠席者は録画配信にて受講、その他の幹部職員も録画配信により任意受講

また、受講成果として受講後のアンケートを回収したところ、アンケートへの回答率は当日出席者数に対して93.3%(70名)と高く、講義内容について、概ね全ての受講者から「理解が深まった」との結果が得られた。

### 2. 本局職員、事務所管理職等(全職員)を対象とした講習会(本局、各事務所等)

開催期間: 令和6年9月～11月

講師: 適正業務管理官

講義内容: 「不正事案の未然防止等について」

- ・高知談合事案の発生要因等の説明
- ・過去の報告による未然防止事例及び内部告発事例の説明
- ・相談・通報の制度及び利用方法等に関する説明
- ・公益通報手続及び相談・通報窓口の紹介

受講方法: 録画配信(オンデマンド)方式

令和5年度まで講習会は集合対面方式で実施していたが、令和5年度の職員アンケートにおける職員意見(「集合対面方式では負担が大きく、開催当日の出席できなかった場合は未受講となる等」)を踏まえ、全職員が適宜のタイミングで必ず受講できるように、録画配信(オンデマンド)方式を採用した。

また、受講成果として受講後のアンケートを回収したところ、アンケートの回答率は全職員数に対して98.1%(1,537名)と高く、講義内容について、ごく一部の技能職員等を除くほぼ全ての受講者から「認識できた」との結果が得られた。

代表例) ・高知談合事案の要因等 ①認識できた 1,530名 ②あまり認識できなかった 4名 ③全く認識できなかった 0名  
・相談・報告窓口の認識 ①認識できた 1,525名 ②あまり認識できなかった 8名 ③全く認識できなかった 1名

○令和6年度 講習会の開催概要及びアンケート結果(参考資料4)

# コンプライアンスの推進

## 3. 事務所等係長、係員等を対象とした講習会

○各事務所等でコンプライアンス指導者を講師として講習会を実施した。

- ・若手職員及び新規に採用された期間業務職員に対する講習
- ・事務所等全職員を対象としたハラスメントに関する講習会
- ・ " " 文書管理に関する講習会 等

### ○令和7年度の取組(予定)

令和7年度は、発注者綱紀保持規程の基本的な事項のほか、不祥事を未然に防止するための相談・報告等を重視した講義内容を試みる。

実施方法は、効率性も踏まえ、令和6年度と同様、オンライン会議及び録画配信(オンデマンド)方式を積極的に活用して、全職員が受講しやすい効率的な講習会として実施するとともに、イントラネット自主学习コーナーの既存資料も有効に活用しつつ、全職員のコンプライアンスに関する意識と知識の両面の向上を図っていく。

## 3)コンプライアンス研修

四国地方整備局が実施する研修において、令和5年度と同様、コンプライアンス、国家公務員の服務・倫理、ハラスメント防止、入札談合等関与行為の防止、発注者綱紀保持規程、国家公務員倫理規程等に関する研修を実施した。

なお、令和6年度はこれまでの研修のうち、若手職員及び新任の副所長等を重点対象としてのコンプライアンスの意識の向上を図るべく、講義時間を拡充のうえ、実施した。

○新規採用職員研修(4/1~4/4 対象:新規採用職員)

- ・公務員倫理、ハラスメント防止等(講師:人事課長)
- ・コンプライアンス(講師:適正業務管理官)

○管理職Ⅱ研修(4/24~4/26 対象:新任副所長)

- ・コンプライアンス(講師:適正業務管理官)
- ・ハラスメント防止(講師:町田社会保険労務士)
- ・独占禁止法と入札談合等関与行為防止法(講師:公正取引委員会 四国支所 経済調査係長)

○管理職Ⅰ研修(5/20 対象:登用2年目の事務所課長等)

- ・コンプライアンス(講師:適正業務管理官)
- ・ハラスメント防止(講師:まちだ社会保険労務士)
- ・独占禁止法と入札談合等関与行為防止法(講師:公正取引委員会 四国支所 経済調査係長)

# Ⅰ コンプライアンスの推進

○初任係長研修(6/4~6/7 対象:初任係長等)  
・ハラスメント防止(講師:町田社会保険労務士) ・コンプライアンス(講師:適正業務管理官)  
・サービス、倫理(講師:四国運輸局人事課長)

○初級事務研修(9/2~9/6 対象:新規採用職員(事務官))  
・コンプライアンス(講師:適正業務管理官)

○初級技術研修(9/3~9/13 対象:新規採用職員(技官))  
・コンプライアンス(講師:適正業務管理官)

○基礎事務研修(9/18~9/20 対象:採用2年目の事務職員)  
・コンプライアンス(講師:適正業務管理官)

○基礎技術研修(9/20~9/27 対象:採用2年目の技術職員)  
・コンプライアンス(講師:適正業務管理官)

○新規採用職員研修(10/1 対象:新規採用職員)  
・コンプライアンス(講師:指導官)

○総合マネジメント研修(11/6~11/8 対象:事務所の課長職クラス以上)  
・コンプライアンス(講師:適正業務管理官)

## ○令和7年度の取組(予定)

令和7年度においても、引き続き、採用や昇任等の受講対象となった職員の悉皆研修としてコンプライアンスの受講機会を設けたうえで、若手職員に対しては基礎的な知識の習得と意見交換の活性化を図り、新任の副所長等の管理職員に対しては管理監督者として部下職員の模範となるだけでなく、部下職員から相談を受けやすくすることを念頭において、コンプライアンスに関する高度な知識とより高い意識の向上を図っていく。

# Ⅰ コンプライアンスの推進

## 4) 合同コンプライアンスワーキング

事務所等の自律的な取組の促進やコンプライアンス指導者としての自覚及び資質向上を図るため、複数事務所等によるグループごとに、合同コンプライアンスワーキングとして実施し、コンプライアンス指導者同士の認識の共有を図った。

徳島、香川、愛媛、高知の各県ブロックごとに事務所等コンプライアンス指導者、本局から企画調査官、港政調整官、適正業務管理官等が出席し、オンライン会議方式によって、各事務所等の取組状況、課題等について情報共有及び意見交換を行った。

令和5年度に引き続き、アドバイザリー委員会の各委員がオブザーバーとして参加のうえ、各事務所等の課題や懸案事項について、実情等を確認していただいた。

### ○合同コンプライアンスワーキング開催日、及びアドバイザリー委員の参加状況

- ①9月17日 香川地区 10:00～ 藤本委員、古川委員
- ②9月26日 徳島地区 10:00～ 三野委員、岡本委員
- ③9月30日 愛媛地区 14:00～ 宍戸委員長
- ④10月16日 高知地区 10:00～ 宍戸委員長

### ○議事内容

- 1. 令和6年度コンプライアンス推進に関する事務所等の取組紹介について
- 2. 令和6年度のコンプライアンス取組の課題について
- 3. コンプライアンス・ミーティング
  - ①公益通報制度・・・鹿児島県警内部告発事件、兵庫県庁内部告発文書問題など
  - ②ハラスメント(パワハラ・カスハラ)

### ○令和7年度の取組(予定)

アドバイザリー委員との連携を図る取組の一環として、引き続き、アドバイザリー委員の皆様にオブザーバーとして参加いただき取組を継続する。

令和7年度の実施にあたっては、昨年度と同様、事務所等の多様な意見交換が望ましいため、コンプライアンス指導者に限定することなく、可能な限り、その他の管理職員や一般職員の参加も試みる。

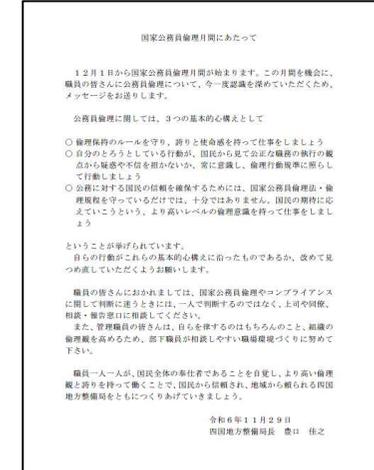


# コンプライアンスの推進

## (3) その他の意識啓発のための取組

### 1) 局長からの呼びかけ

- 毎月開催しているコンプライアンス推進本部会議において、本部長より本部員、コンプライアンス推進責任者、指導者及び職員に対して、コンプライアンス推進の取組等について、呼びかけを実施している。
- 国家公務員倫理月間(12月)に向けて局長メッセージを令和6年11月29日に発信した。
  - ・公務員倫理に関する3つの基本的心構えを周知。
  - ・国家公務員倫理やコンプライアンスに関して判断に迷うときには、一人で判断するのではなく、上司や同僚、相談・報告窓口にご相談することが重要。
  - ・管理職は、自らを律するのはもちろんのこと、部下職員が相談しやすい職場環境づくりに努める。
  - ・職員一人一人が、国民全体の奉仕者であることを自覚し、より高い倫理観と誇りを持って働くことで、国民から信頼され、地域から頼られる四国地方整備局をともに作りあげていくこと。



局長からの呼びかけ

### 2) パソコン立ち上げ時のコンプライアンスメッセージの表示

- 職員のコンプライアンスの徹底を図るため、全職員を対象として、行政パソコンの立ち上げ時に、コンプライアンスメッセージを日々ランダムに表示している。
- 令和5年度アンケートにより「毎日表示されるため飽きてしまう。イラスト等で身近な内容である方が、より印象に残る。」等の意見があったため、令和6年度は、コンプライアンスメッセージのパターンと頻度を変更して表示した。
- 令和以降にテレワークが浸透した結果、一時的に職場パソコンの電源を付けたまま、パソコンを立ち上げる頻度が減少していたが、令和5年度の行政パソコン更新によって、パソコンを立ち上げる機会が従前に戻りつつあるほか、指導者等から職員へパソコンの日々立ち上げとメッセージ確認を推奨している現状である。



- (上記以外の表示)
- ・毎月23日 文書管理の日(ふみの日)
  - ・7月1日～7日 「国家公務員安全週間」
  - ・10月1日～7日 「国家公務員健康週間」
  - ・12月 「国家公務員倫理月間」
  - ・12月4日～10日 ハラスメント防止週間

**○令和7年度の取組(予定)**  
引き続き、職員の意識啓発のために、職員を飽きさせないように多様なメッセージを定期的に内容更新して表示する。

# コンプライアンスの推進

## 3) 各職員がコンプライアンスの行動をチェック

各職員がコンプライアンスについての行動チェックを実施することにより、コンプライアンスの徹底を図っている。

ミーティングの実施後等において、コンプライアンスの行動チェックを実施し、記名のうえコンプライアンス指導者まで提出しており、コンプライアンス指導者は、行動チェックの内容を確認のうえ、必要に応じて所属職員を指導している。

1. 令和6年5月、8月、令和7年2月に、行動チェックをMicrosoft Formsによって実施した。
2. 各事務所等のコンプライアンス指導者が行動チェックの結果を確認して、認識等が不足している項目に関して指導等を実施した。
3. 令和6年度は、発注者綱紀保持規程、国家公務員法、国家公務員倫理規程に関する行動チェックを実施した。

### ○令和7年度の取組(予定)

公務員の不祥事事例提供と連動させた上で、提供する不祥事に関係する基本的なルールや実際に陥りやすい設問とし、職員が自身の行動や意識を深く考える機会を与えることによって、行動チェックの効果を高める。

また、行動チェックの結果に応じて実施するコンプライアンス指導者の所属職員への指導・フォローも徹底する。

## 4) コンプライアンス・ハンドブックの作成

職員のコンプライアンス意識の徹底および日々の行動に役立つ資料として、コンプライアンスに関する基本的な事項を網羅したハンドブックを作成し、イントラに掲載している。

また、外出先においても個人のスマホ等で確認できるように、四国地方整備局のホームページにも掲載している。



### ○令和7年度の取組(予定)

コンプライアンス・ハンドブックは、何か疑問点が生じた場合の役立つ資料として有効であるため、職員が認知できるように研修や講習等の機会にPRをする。また、イントラネット自主学習コーナーに掲載するだけでなく、研修等の資料として使用するほか、資料の再確認などの学習機会を誘引する等により、活用度を高めていく。

# コンプライアンスの推進

## 4 発注者綱紀保持の徹底

### (1) 事業者等との対応ルールについて職員及び事業者等に徹底

1. 発注者綱紀保持規程及びマニュアルでのルール(公平かつ適正に接すること、国民の疑惑や不信を招かないようにすること、原則としてオープンな場所で複数により対応すること)について、幹部会や課内会議などの機会を通じて職員に周知・徹底している。
2. 事業者等には、整備局ホームページ、玄関や執務室入口のポスター・チラシ等の掲示、事業者団体との意見交換の機会を捉えて説明するなど、周知徹底を図っている。
3. 令和6年度には各事業者団体へ「事業者の皆様へお知らせ」等も発送したほか、令和7年度以降の競争参加資格確認通知の際、事業者等との対応ルール等のお知らせを同封し、理解増進と協力の要請を行った。

#### ○令和7年度の取組(予定)

今後も引き続き、ルールを守っていない事業者等を見かけた場合に注意を促すとともに、事業者団体や退職予定者などに対して、発注者綱紀保持への協力を求める取組を続けていく。

職員には、事業者との対応ルールについて理解させるため、コンプライアンスの様々な取組によって、引き続き周知徹底を図る。

### (2) 不当な働きかけに対する報告の徹底

1. 事業者等からの不当な働きかけと思料する行為への対応及び報告義務について、幹部会や課内会議等の機会を通じて職員に周知徹底している。
2. 本局および各事務所等の幹部会や課内会議等において、不当な働きかけを受けたかどうか、判断に迷う場合の有無等の確認をしている。

#### ○令和7年度の取組(予定)

令和7年度においても、定期的な不当な働きかけの有無等の確認を推奨するとともに、万一受けた場合の対応として、適切に事業者への対応、上司等への報告ができるようにすべく、コンプライアンスの様々な取組を通じて、周知徹底を図っていく。

# 1 コンプライアンスの推進

## 5 不当要求行為に対する取組

### (1) 不当要求対応マニュアルの周知徹底

1. 不当要求対応にあたり、本局イントラネットに掲載している「不当要求行為等対策関係資料」から抜粋した対応マニュアル等を配布し、正しい対応について知識の習得と意識の醸成を図った。
2. 一般監査において、各事務所等の不当要求等防止への取組について監査を行い、対策要領やマニュアルが職員に周知されていることを確認した。

### (2) 不当要求対応講習会の受講

1. 「四国地方整備局不当要求行為等対策要領」に規定する対策室(本局)及び対策部(事務所等)の構成員を、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第14条第1項に規定する責任者(不当要求防止責任者)として選任し、各県公安委員会に届出、登録している。
2. 各県単位で、暴力追放運動推進センターに責任者講習の開催を依頼しており、新たに選任された責任者が講習を受講し、責任者としての業務を行ううえで必要な知識及び技能を習得している。また、既受講者で希望する者も受講し知識・技能の向上に努めている。

### (3) 関係機関との連携

1. 不当要求行為等が発生した場合、事務所対策部等は、必要に応じて各県警察、暴力追放運動推進センター等の関係機関と連絡・調整を行い、連携して対応している。また、四国地方整備局の顧問弁護士に対する法律相談も積極的に活用している。
2. 徳島河川国道事務所及び那賀川河川事務所では、徳島弁護士会等と協力体制を構築し、結成した弁護団と交渉等代理人委託業務を締結し、河川工事に関する不当要求に対し、受注者を含む関係者が連携しながら対応している。また令和4年度から、徳島河川国道事務所が弁護団の代表弁護士に講師を依頼しているほか、事務所管内の建設業者等を対象とした「建設業における不当要求に関する講習会」を欠かさず開催している。

# コンプライアンスの推進

## 6 円滑なコンプライアンス相談・報告等の実施に向けた取組

1. コンプライアンス相談・報告窓口について、令和6年度のコンプライアンス講習会を通して、不正事案の未然防止等を図ることが目的であることと、倫理関係を含む各種窓口を広く紹介した。  
また、講習会においては、公益通報制度の説明や事例も説明し、相談・報告窓口の利用手続について職員の認識が深まるように実施した。
2. コンプライアンス相談・報告窓口を職員が活用しやすくするために、イントラネットの「☆各種相談・報告窓口の案内」をリニューアルしたほか、四国地方整備局ホームページ上のコンプライアンスの取組のコーナーには公益通報制度に関する窓口等の案内や所管する消費者庁ホームページのリンク設定も実施した。
3. コンプライアンス・ミーティングにおいて、令和7年1月に「上司の不審な行動への対応について」のミーティングテーマを設定し、職員が相談・報告するタイミング等について、話し合う機会を設けた。
4. 風通しのよい組織・職場環境づくりのために、事務所長等より管理職員に対して所課長会議等において、積極的に部下職員への声かけを行うように指導している。また、事務所長等自身も、何でも相談できる打合せ時間を設けたり、事務所独自に所長、副所長と一般職員との意見交換を実施したり、職員間のコミュニケーションの醸成を図る工夫を行っている。

**職員のコンプライアンス相談・報告窓口**

① **コンプライアンスに関する相談や報告をする場合は…**  
あなたの **所属長** に相談・報告してください

◆ **所属長以外にも、相談・報告の窓口を設置しています**

② **面談・電話・メール・ファクス等による窓口としては…**

局・事務所等の窓口として	<b>コンプライアンス指導者</b> (※1) <b>適正業務管理官</b> <b>柳瀬 治夫 弁護士</b> <small>(087-833-5577)</small>
外部の窓口として(※2)	<small>(匿名での受付も可能)</small>

※1 別紙コンプライアンス指導者一覧を御覧ください。  
 ※2 外部窓口は相談・報告を要付け、適正業務管理官に取り次ぎを行います。弁護士が相談に対し直接アドバイス等(回答)を行うものではありません。

③ **パソコンからの相談・報告窓口としては…**  
イントラから相談・報告ができます  
(また、匿名による報告も可能です)

※1 いずれの相談・報告も不利益な取り扱いはせず、また秘密も厳守します。  
 (他人に損害を加える目的などの不正の目的の場合を除く)  
 ※2 匿名による報告も可能ですが、調査結果等のお知らせや事実関係に係る追加情報のお問い合わせができないなど、結果として相談・報告に十分なお返しができない場合がありますので、ご了承ください。

イントラに掲載している相談・報告窓口一覧

### ○令和7年度の取組(予定)

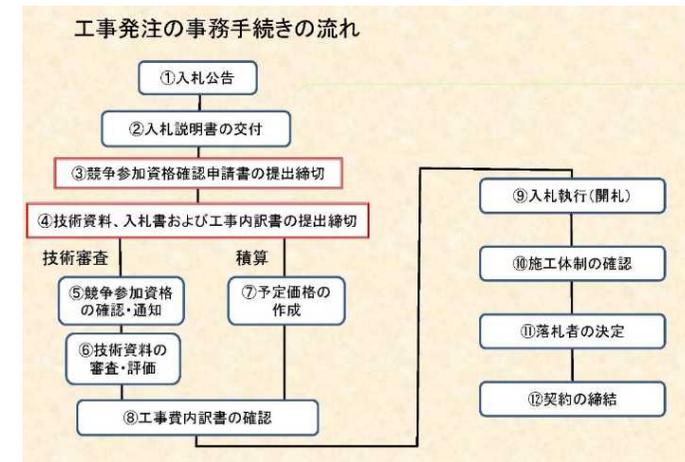
相談者の保護等に配慮した情報の取扱を徹底し、相談者が安心して利用できる制度となるよう取組を継続する。講習会等においても、不祥事の未然防止や早期是正を図るためには、できるだけ早めの相談等が必要であるということに対する職員の理解を深めて、相談・報告窓口が円滑かつ有効に利用されるように努める。

## II 不正が発生しにくい入札契約制度の構築と情報管理の徹底

### II 不正が発生しにくい入札契約制度の構築と情報管理の徹底

#### 1 不正が発生しにくい入札契約制度の構築

1. 全ての工種の工事について、予定価格の作成を入札書の提出後に行うとともに、入札書と技術提案書を同時に提出させている。
2. 技術審査・評価業務と積算業務との分離体制を確保するとともに、技術提案書における業者名のマスキングを徹底するなど、情報漏洩の防止対策を図っている。



#### 2 情報管理の徹底

1. 情報管理ルール of 徹底について、一般監査等で各事務所等のコンプライアンス指導者に周知した。コンプライアンス指導者が、所課長会議や課内会議等の場で所属職員に注意喚起を行っている。
2. 発注者綱紀保持規程に基づき、発注事務に関する情報管理の責任体制(情報管理総括責任者による情報管理責任者、業務上取り扱う者の指定等)を確立している。
3. 情報管理責任者は、情報管理に関する自己点検を定期的(年1回以上)に行い、適切に実施していることを確認している。

#### ○令和7年度の取組(予定)

これまで適正な情報管理ルールの運用が図られるよう取組を継続しているが、最近では地方自治体を中心とする官製談合事案が多発している状況を踏まえ、引き続き、研修等を通して、工事・業務ともに発注業務における情報管理の徹底について、周知徹底を図る。

また、情報管理責任者による点検を引き続き定期的に行い、発注業務に関する情報管理ルールを徹底させる。

### III 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証

### III 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証

#### 1 コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

##### (1) 推進計画に基づく取組の実施状況報告

1. 毎月、推進計画に基づく取組の実施状況を事務所等から報告させ、推進本部の定例会議において適正業務管理官が報告している。
2. 各事務所・管理所の推進責任者が年1回は定例会議に参画し、独自の取組状況、入札契約(工事・コンサル)の発注状況及び分析、課題・問題点等について報告を行っている。
3. 報告する事務所等はWeb会議により参加しており、報告のない事務所等であっても会議の視聴を行っている。

##### (2) 推進計画に基づく取組の公表

令和5年度の取組状況について本部長評価を行い、アドバイザリー委員会の審議後、「令和5年度四国地方整備局コンプライアンス報告書」を、ホームページで公表した。(令和6年7月)

##### ○令和7年度の取組(予定)

毎月開催しているコンプライアンス推進本部会議では、四国地整全体の取組状況やコンプライアンス推進責任者(事務所長、管理所長)から取組状況等の報告を受け、認識を共有することによって、内部統制を図っている。

この取組は、局長をはじめ推進本部員がコンプライアンス推進責任者に対して、報告内容に応じ適宜必要な指導・助言を行うものであり、引き続き、継続していく。

各年度の取組状況については、引き続き、本局ホームページにて公表する。

### III 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証

## 2 推進計画に基づく取組の実効性の定期的検証

### (1) セルフチェックシートによる職員の法令等理解度の検証

コンプライアンス関係法令等に関するセルフチェックシートにより法令の理解度の検証を行った。なお、理解度が低い事項や、発注者綱紀保持規程、国家公務員倫理規程の重要事項については、講習会等で指導し理解度の向上を行った。

1. 全職員を対象としたコンプライアンス関係法令等セルフチェックを令和6年10月7日から31日にかけて実施。発注者綱紀保持規程の設問を中心に理解度を確認の検証を行った(参考資料6)。また、令和4年度よりMicrosoft Formsで作成し実施している。
2. 解説をイントラネットの自主学習コーナーに掲載し、いつでも確認できるようにしている。
3. 全職員のうち、1,413名から応答があり、応答率は令和5年度の82.2%を上回る90.5%であった。応答正答率(平均)は、令和5年度の約86%と同程度の約84%であり、正答率の低い設問及び正答率が高い設問であっても重要度が高い設問については、コンプライアンス指導者の指導によりフォローアップを行った。

#### ○令和7年度の取組(予定)

関係法令等に関するセルフチェックは、法令等の理解度の検証を行う目的で実施しており、引き続き、実施していくこととするが、応答率が高まるように呼びかけを行うとともに、特に理解度が低い事項については、繰り返し設問としたり、講習会等で指導することによって、理解度の向上を図っていく。

なお、設問については、発注者綱紀保持規程に限らず、国家公務員法、倫理規程等を加えたうえで、難解レベルな内容ではなく、理解しやすい内容を心がけて、全職員の知識レベルの着実な向上を目指す。

### III 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証

#### (2) アンケートによる職員のコンプライアンス意識等の把握・検証

1. コンプライアンス意識及び取組に関する職員アンケートを令和6年12月2日から19日にかけて実施し、職員のコンプライアンス意識等の把握、取組の効果の検証を行っている。また、令和4年度よりMicrosoft Formsで作成し実施している。

全職員のうち、1,460名からの応答があり、応答率は93.5%であった。(参考資料7)

なお、令和5年度のアンケート結果及び職員の意見への回答等は、令和6年6月25日の事務所長会議を通し、広く職員へ共有した。

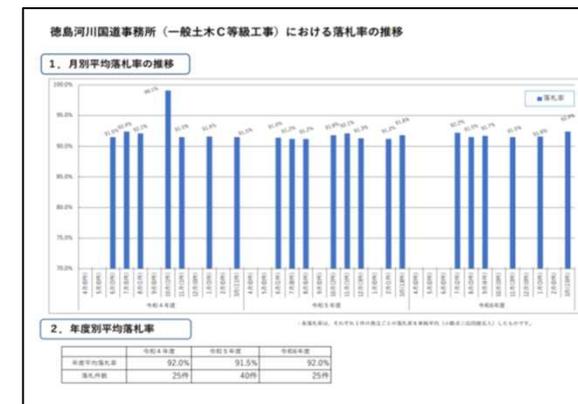
#### ○令和7年度の取組(予定)

事務所等の負担軽減を図るため、全職員が行政パソコン上で自己のタイミングで容易に回答しやすくするために、Microsoft Formsによる実施方法の工夫をしており、今後も継続して同様の方法にて進める。

令和7年度においても、職員のコンプライアンス意識等の実態把握だけでなく、職員の意見等に対して回答するというフィードバック形式を取り入れる予定である。

### 3 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

1. コンプライアンス推進本部会議において、コンプライアンス推進責任者は事務所の落札率や入札参加業者数の状況等について報告し、競争性の確保に問題がないか確認を行っている。
2. 四国地整全体の状況について、外部有識者の審査(入札監視委員会)を受け、入札及び契約の透明性の確保を図っている。
3. 事務所等ごとの月別平均落札率の推移及び年度別平均落札率(一般土木C等級・港湾土木B等級工事)及び業者別年間受注額・受注割合について、ホームページで公表している。またすべての工事および業務の落札状況も公表することで透明性を図っている。



整備局HPで公表している事務所等落札率の推移  
(図は徳島河川国道事務所の例)

#### ○令和7年度の取組(予定)

四国地整の入札・契約状況等について、入札監視委員会による外部有識者のチェックを行うとともに、事務所等ごとの応札状況等をホームページで公表するなど、引き続き、透明化、情報公開の強化に努める。

### III 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証

#### 4 内部監査の強化・充実

1. 本局監査官室の主導により、令和6年10月から12月にかけて、10事務所で監査を実施した。
2. 監査項目(コンプライアンス関係)
  - ・ コンプライアンスの徹底に関する基本的な取組
  - ・ 入札契約事務におけるコンプライアンスの徹底並びに職務に関する倫理の保持のための取組

○令和3年度の不祥事事例を受けて令和4年度より新たに追加し継続的に実施している監査項目

  - ・入札参加事業者名等のマスキング実施状況
  - ・少額随意契約における契約手続き状況
    - ①発注担当課と契約担当課の役割分担の徹底及び監督職員・検査職員が本来行うべき業務内容と法令上の責任等についての周知状況
    - ②合理的な理由のない契約の意図的な分割の有無(少額随意契約に係る契約台帳を基に確認)
    - ③オープンカウンター方式の対象拡大に伴い、広げた対象品目の状況について
  - ・「業務」に係る情報管理整理役職表等の整備状況について
3. 監査対象事務所において、コンプライアンスの徹底に関する取組及び入札談合等関与行為の再発防止対策の取組状況等について監査を実施した結果、コンプライアンスの取組については各事務所の実情に応じた取組がなされており、又、入札談合防止関係についても適正にできていることを確認した。
4. 推奨事例として、「女性職員(期間業務職員含む)を対象にハラスメント相談員が面談した事例」を挙げ、全職員へ周知した。

○女性職員を対象に、ハラスメント相談員が面談を行っていました。面接内容は、「ハラスメントを受けたり、見聞きしてはいないか。」「職場での困りごと、意見、改善点」等、ざっくばらんな話を中心に行われていた。(松山河川国道事務所)

#### ○令和7年度の取組(予定)

令和7年度においてもコンプライアンス推進のための取組状況の確認を実施する。引き続き、本局監査官室が主導する内部監査において、コンプライアンスの取組状況について10事務所を調査する。

そのうえで推奨事例があれば、横展開を図るべく、広く他事務所等への周知を行っていく。

